

医政発0521第3号
平成27年5月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

運営管理指導要綱の改正について

医療法人の資産については、医療法（昭和23年法律第205号）第41条の規定により、医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならないこととされ、医療法人の資産管理の留意事項については、「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日付健政発第110号厚生省健康政策局長通知。以下「通知」という。）により示されているところである。

今般、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、医療法人の遊休資産の活用に関して通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

また、医療法人が遊休資産を賃貸することなどにより収益を得た場合には、「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日付医政指発第0330003号厚生労働省医政局指導課長通知）に定める損益計算書において事業外収益として計上することとなるが、当該科目に収益の計上がある場合には、遊休資産の賃貸その他による収益であることに留意し、適宜確認し、必要に応じ指導するようお願いしたい。

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
I～II (略) III 管理 1 (略) 2 資産管理	1～6 (略) 7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。 <u>8 現在、使用していない土地・建物等については、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のない資産は、例えば売却するなど、適正に管理又は整理することを原則とする。</u> <u>その上で、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産、又は土地の区画若しくは建物の構造上処分することが困難な資産については、その限りにおいて、遊休資産の管理手段として事業として行われていないと判断される程度において賃貸しても差し支えないこと。</u> <u>ただし、当該賃貸が医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがないこと、また、当該賃貸を行うことにより、当該医療法人が開設する病院等の業務の円滑</u>		I～II (略) III 管理 1 (略) 2 資産管理	1～6 (略) 7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。 (新設)	(新設)
		<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産とは、例えば、病院等の建て替え用地であることなどが考えられること。 ・土地を賃貸する場合に、賃貸契約が終了した際は、原則、更地で返却されることを前提とすること。 ・新たな資産の取得は医療法人の業務の用に使用することを目的としたものであり、遊休資産としてこれを賃貸することは認められないこと。 ・事業として行われていないと判断される程度とは、賃貸による収入 			

<p>3～5 (略) IV (略)</p>	<p><u>な遂行を妨げるおそれがないこと。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p>	<p><u>の状況や貸付資産の管理の状況などを勘案して判断するものであること。</u></p> <p><u>・遊休資産の賃貸による収入は損益計算書においては、事業外収益として計上するものであること。</u></p>	<p>3～5 (略) IV (略)</p>	<p><u>8 (略)</u></p>	
---------------------------	--	---	---------------------------	---------------------	--